

計画の改訂について

平成11年3月に堺市環境基本条例に基づき『堺市環境基本計画』を策定し、平成20年度末を目標に施策を実施してきました。その結果、「人と自然が共生し、環境にやさしい循環型都市・堺」の実現に向けた基本的な考え方は市民等の間に定着してきました。

一方、この10年で本市を含めた“環境”に関わる状況は、大きく変化しています。

そこで、計画の理念から実行への展開をめざして、市民、事業者、行政が身近でわかりやすく、またより具体性、実効性の高い計画となるように改訂を行います。

計画の基本的事項

■計画策定の趣旨と視点■

この計画は、堺市環境基本条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に進めるため策定します。

基本計画の視点は、次のとおりです。

◆良好な環境の確保と将来世代への継承

◆人と自然が共生するアメニティ豊かな都市の創造

◆環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な循環型の都市の構築

◆環境を基調とした総合調整による良好な都市環境の確保

◆地域から取り組む地球環境保全

◆市民・事業者・行政の参加と協働による環境保全活動の推進

■計画の担うべき役割■

この計画は、幅広い範囲に及ぶ環境の保全と創造に関する施策を、長期的な観点から総合的、計画的に推進するための基本となるものです。市においては、部局を越えた連携により、望ましい環境像を実現するための道筋を示すものであり、また、市民及び事業者が、自主的・積極的に環境保全に取り組むうえでの方向を示し、その取り組みを誘導・促進する役割を担うものです。

■計画の期間■

計画の期間は、約10年間とします。